主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人原則雄の上告趣意は、違憲をいう点もあるが、その実質は、単なる法令違 反及び事実誤認の主張に帰着し、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。(刊法二三 四条にいう「業務」の意義に関する原判示は正当である。)また記録を調べても刑 訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のと おり決定する。

昭和三八年五月三一日

最高裁判所第二小法廷

助		大	村	河	裁判長裁判官
_		健	野	奥	裁判官
助	之	作	田	山	裁判官
介	之	浅	鹿	草	裁判官